

投資主総会招集及び基準日設定ハム告

令和七年十二月十九日に投資主総会を開催いたしました。ます。当該投資主総会において議決権を行使できると投資主を確定するため、令和七年十月三十一日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもつて、議決権を行使できる投資主といたします。

令和七年十月十五日

東京都港区六本木六丁目十番一号六本木ヒルズ森タワー

インヴェインシブル投資法人